

きりん教室(児童発達支援)における洪水時等の避難確保計画

第1節 総則

1 目的

第1条 きりん教室洪水時等避難確保計画は、水防法の規定に基づき、施設における洪水等の被害から施設利用者（以下「利用者」という。）及び職員等の生命、身体及び財産を保護するため、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 避難確保計画の適用範囲

第2条 この避難確保計画は、施設の勤務者及び利用者など、施設を利用する全ての者に適用する。

第2節 自衛水防組織

1 自衛水防組織と役割分担

第3条 きりん教室の自衛水防組織として、施設長(管理者)を統括管理者とし、次の任務分担により、組織活動を実施する。

統括管理者		
情報伝達係	役職・氏名	任務
	班長 班員	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報・避難勧告等の情報収集 関係者及び関係機関との調整 館内放送による利用者等への周知
避難誘導係	役職・氏名	任務
	班長 班員	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導の実施 未避難者、要救助者の確認 避難器具の設定や操作

2 自衛水防組織員の防災教育及び訓練

第4条 自衛水防組織の班員に対しては、新規採用時や異動等の新任時において、防災に係る研修を受けさせるとともに、年1回以上、自衛水防組織を活用した避難訓練を実施する。

第3節 防災体制

1 洪水時の防災体制

第5条 洪水時においては、次の防災体制をとるものとする。

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報(吉野川氾濫注意情報)発表 吉野川が氾濫注意水位到達 大雨洪水注意報発令 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水注意報等の情報収集 統括管理者への情報の報告 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達係
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 避難準備・高齢者等避難開始の発令(市町村) 洪水警報(吉野川氾濫警戒情報)発表 吉野川氾濫警戒情報 吉野川が避難判断水位超過 大雨洪水警報発令 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報等の情報収集 使用する資機材の準備 保護者への連絡 周辺住民への事前協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達係 避難誘導係 情報伝達係 情報伝達係
		<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間を要する人の避難開始(避難準備・高齢者等避難開始発令時) 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導係
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 避難指示(緊急)又は避難勧告の発令 吉野川氾濫危険情報発表 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員で対応

2 情報収集及び伝達

第6条 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット 徳島気象台ホームページ(http://www.jma-net.go.jp/tokushima/)
洪水予報、水位到達情報	インターネット(国土交通省(川の防災情報)、 県(徳島県県土防災情報管理システム))、すだちくんメール
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示(緊急)	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

第7条 情報の伝達については、情報伝達係が主として次の事項に定める伝達等を実施する。

- 2 情報については、自衛水防組織統括管理者に連絡するとともに、施設の緊急連絡網などを活用し、施設内関係者情報共有を行う。
- 3 警戒体制の際、避難準備・高齢者等避難開始が発出され、避難を開始する際には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、南末広第一マンションに避難する旨を連絡する。
また、徳島市危機管理課(防災部局)へも連絡する。
- 4 避難完了後、徳島市危機管理課へ完了した旨を連絡する。また、避難箇所周辺の状況を確認し、保護者への引き渡しが可能と判断される場合には、「利用児一覧表(保護者緊急連絡先)」に基づき、引渡しを行う旨を連絡する。

第4節 避難誘導等

1 避難誘導

第8条 避難場所については、南末広第一マンション(徳島市南末広町)とする。

第9条 周辺の浸水の状況や利用者の健康状況、水位の急激な上昇等について情報収集を行い、上記避難箇所への避難が困難な場合には、本施設2階に避難を行う。

第10条 避難箇所への順路については、あらかじめ別途定めておくこととし、施設内に掲示し情報の共有を図る。

第11条 避難箇所への避難については、原則歩行とし、避難誘導に際しては、拡声器を使用、誘導員を配備する。車による移動を行う場合は、市町村(防災担当部局)と経路等について確認の上、実施する。

2 避難の確保を図るための設備等の配備

第12条 情報収集・伝達及び避難誘導に使用する設備等については、次の通りとする。なお、これら資機材については、日頃からその維持管理に努める。

収集する情報	収集方法
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿(職員・利用者)、タブレット、携帯電話、懐中電灯、拡声器、一時避難のための食料・水、防寒着、雨具